

議案審議状況

本会議・委員会から

本会議

◆平成19年度狛江市一般会計補正予算(第2号)

【結果】賛成全員の可決

◆平成19年度狛江市一般会計補正予算(第3号)

【主な質疑】

・民間保育所整備の補助金の経緯について。
・私立保育園にお願いする事業としては、一時保育のほかにどのようなものが含まれるか。

・東京都市収益事業組合の財政状況はどのようか。
・東京都市収益事業組合の立川市への補償額について。

【結果】賛成全員の可決

◆平成19年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

【結果】賛成全員の可決

◆平成19年度狛江市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)

【結果】賛成全員の可決

◆平成19年度狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)

【結果】賛成全員の可決

◆東京都市収益事業組合同約の一部を改正する規約

【提案理由】

組合の解散までの間、組合の

清算事務を組合に所掌させる必要があるため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市税条例の一部を改正する条例

【提案理由】

信託法の施行に伴い、所要の改正を行うため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市選挙管理委員の選挙

【結果】次の方が当選されました。

柴田 賢 司さん
松村 武 子さん
菊地 邦 夫さん
嶋 猛さん

◆狛江市選挙管理委員補充員の選挙

【結果】次の方が当選されました。

松坂 健 一さん
三浦 二 郎さん
芝花 忠 彦さん
吉田 綾 子さん

平成19年度 狛江市一般会計補正予算(第3号)の主な内容(歳出) (単位:千円)

議会費	議会費	報酬	△ 18,789
		職員手当	△ 9,394
総務費	財政管理費	東京都市収益事業組合負担金	157,038
	計算事務費	税総合システム改修委託	8,778
	諸費	過年度国、都支出金等還付金	10,462
	戸籍住民基本台帳費	窓口業務支援委託	9,206
民生費	児童措置費	民間保育所整備費補助金	9,919
土木費	街路事業費	物件移転補償	6,100
教育費	学校給食費	嘱託給食調理員報酬	5,227
諸支出費	減債基金費	減債基金積立金	56,457

総務文教常任委員会

◆政治倫理の確立のための狛江市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市議会議員及び狛江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

公職選挙法の改正に伴い、市長選挙のビラ頒布に係る公費負担及び手続等を規定するため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市体育施設条例の一部を改正する条例

【提案理由】

元和泉市民ゲートボールコートへの廃止に伴い、所要の改正を行うため。

【結果】賛成全員の可決

社会常任委員会

◆狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例

【提案理由】

日本郵政公社の民営化に伴い、郵便局等に関する課税の特例を規定するため。

【主な質疑】

・都市計画税の減額とその期間について

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市手数料条例の一部を改正する条例

【提案理由】

戸籍の電算化の実施等に伴い、所要な改正が必要のため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

東京都義務教育就学児医療費助成事業実施要綱の制定に伴い、所要の改正を行うため。

【結果】賛成全員の可決

建設環境常任委員会

◆調布市道路線認定について

【提案理由】

道路の認定を行うについて、道路法第8条第3項及び第4項の規定による。

【主な質疑】

・狛江市内に他の区市の道路が走っている例、又はその逆の例はあるのか。
・道路にかかわる下水施設・街路灯等の管理は全部仕分けされているのか。

【結果】賛成全員の可決

決算特別委員会の設置

9月25日の本会議において決算特別委員会が設置されました。

委員長	谷田部 和夫
副委員長	西村 あつ子
委員	須田 繁美
委員	正木 きよし
委員	栗山 欽行
委員	石川 和広
委員	佐々木 貴史
委員	田辺 良彦

可決された意見書

第3回定例会では、議員から10件の意見書が提出され、うち5件が可決されました。可決された意見書を紹介します。

高齢者の医療の確保に関する法律の適切な運用を求める意見書

来年4月から施行される後期高齢者医療制度については、昨年6月に法律が改正され、本年4月に政省令が公布されることになっていったが、いまだ公布されていない。本年8月に全国説明会を開催し、保険料の限度額は50万円、保険料の算定となる基礎数値等を9月初旬に示すことを説明したが、いまだ示されていない。

今まで示された全国平均の保険料7万4400円と限度額50万円との関連は説明がなく、高齢者の負担がふえるとの見方もされている。高齢者については、昨年からの公的年金等の控除額が引き下げられ、今年までは経過措置があるが来年は本則になり、高齢者の負担はさらに大きくなる。

後期高齢者医療制度は、高齢者の心身の特性に合った医療サービスを行うことにより、生活の質を向上させ、世代間の負担の公平化や財政の基盤の安定化を図る医療費の適正化を目的に掲げているものの、高齢者が安心して生活できるようにこれ以上の負担の抑制を必要がある。

一方市財政は、税源移譲による増額よりも補助金の削減額が

上回り、大変厳しい運営を迫られている。また、後期高齢者人口は今後もふえ続け、市の財政にも大きな影響を与えることは必至の状況である。よって狛江市議会は関係機関に対し、高齢者が安心して暮らすことのできる社会と市財政の安定した運営を目指し、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 保険料の設定は高齢者の生活実態に即したものであるよう、現在の国民健康保険の保険料の額以下とすること。
- 2 高齢者の負担や市の超過負担が生じないよう、必要な財政措置を行うこと。
- 3 後期高齢者医療制度が円滑に行われるよう、速やかに必要な情報を提供すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

送付先(内閣総理大臣・総務大臣・厚生労働大臣・東京都知事・東京都後期高齢者医療広域連合長 様)

憲法9条を守ることを求める意見書

(本文省略)

肝炎問題の早期全面解決とウィルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書

(本文省略)

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書

(本文省略)

公団住宅居住者の居住の安定を求める意見書

(本文省略)